

電通北海道（次世代育成支援対策推進法）一般事業主行動計画

仕事と家庭(子育て・看護など)の両立が可能な雇用環境を整備し、社員が十分に能力を発揮できるよう職場風土の改革と次世代育成支援対策への貢献を目標とする。

1. 変更後計画期間 令和4(2022)年4月1日～令和6(2024)年12月31日
※計画変更日 令和6(2024)年1月1日

2.内容

【目標1】 育児休業等を取得し、又は子育て・看護を行う労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組実施

- 〈対策〉 ●2024年1月～ 社員への仕事と家庭の両立のための制度の周知する
●2024年1月～ 育児休業取得率を向上するため、対象者には個別具体的に育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社の手当、労働基準法の基づく産前産後休業など諸制度の説明周知する

【目標2】 年次有給休暇取得促進のための措置を実施

- 〈対策〉 ●2024年1月～ 月に一日設定している「インプットホリデー(有休奨励日)」やGW・夏季休暇など長期休暇取得のためイントラネットなどで社員への利用促進を実施
●2024年7月～ 年次有給休暇年間5日の早期取得のため、取得状況をモニタリングし、個別に取得を促す。

【目標3】 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置実施、特別休暇制度の導入

- 〈対策〉 ●2024年3月～ 不妊治療のための特別休暇制定のための社員のニーズの把握、検討開始
●2024年7月～ 制度導入。イントラネットや説明会による社員への不妊治療のための特別休暇制度の周知